２０１０年６月１５日
日　本　銀　行

当面の金融政策運営について

１．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致[注]）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、０．１％前後で推移するよう促す。

２．わが国の景気は、海外経済の改善を起点として、緩やかに回復しつつある。すなわち、新興国経済の高成長などを背景に、輸出や生産は増加を続けている。そうしたもとで、設備投資は持ち直しに転じつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。個人消費は、各種対策の効果もあって、耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。

３．先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、回復傾向を辿るとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小していくと考えられる。

４．リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、国際金融面での動きなど下振れリスクもある。この点、一部欧州諸国における財政状況を巡る動きが、国際金融や世界経済に与える影響に注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

５．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路

[注] 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員。
反対：なし。

に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。また、本日、日本銀行は、成長基盤強化を支援するための資金供給の枠組みを導入することを決定した（別紙参照）。日本銀行としては、本措置の実施を通じて、企業や金融機関などによる日本経済の成長に向けた取り組みが、一段と活発化することを期待している。

以　　上

別　紙

２０１０年６月１５日
日　　本　　銀　　行

成長基盤強化を支援するための資金供給について

１．現在、日本経済が直面している最も重要な課題は、潜在成長率や生産性を引き上げていくことである。この点では、企業や金融機関などの民間経済主体の果たす役割が大きい。政策当局も、民間経済主体の革新的な経済活動を促す環境を整備するため、それぞれの立場で役割を果たすことが必要である。日本銀行としては、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長を実現する観点を踏まえつつ、こうした面でどのような貢献を果たし得るか検討してきた。その結果、本日、成長基盤強化に向けた民間金融機関の自主的な取り組みを金融面から支援するため、新たな資金供給の枠組みを時限措置として導入することとした（概要は別添の通り）。

２．本資金供給は、民間金融機関による成長基盤強化に向けた融資・投資の取り組みに応じて、当該金融機関に対し、長期かつ低利の資金を適格な担保を裏付けとして供給するものである。本措置を利用する金融機関に対しては、生産性の向上や新たな需要の創出に資する事業などへの融資・投資を広げていく契機として、本資金供給を適切かつ効果的に活用することを期待している。

３．本資金供給の狙いは、金融機関が成長基盤強化に向けた取り組みを進めるうえでの「呼び水」となること、また、金融機関が自らの判断で行う多種多様な取り組みをできるだけ幅広く後押しすることにある。同時に、本資金供給の枠組みを決めるにあたっては、日本銀行自身が個別の企業や業種への資金配分に直接関与しないこと、ならびに資金供給の規模や期間の点で、金利政策や金融調節の円滑な遂行に支障を来たさないことに留意した。

４．本資金供給については、本年８月末を目途に開始できるよう、準備を進める。日本銀行としては、本措置の実施を通じて、企業や金融機関などによる日本経済の成長に向けた取り組みが、一段と活発化することを期待している。また、成長基盤強化に資する金融市場の整備などに向けて、中央銀行として引き続き貢献していく方針である。

以　　上

別　添

成長基盤強化を支援するための資金供給の概要

１．対象金融機関

- 共通担保オペ（全店貸付）(注) の対象先のうち希望する先

  （注）国債などの幅広い適格金融資産を担保（共通担保）として用いる資金供給手段であり、地域金融機関等を含む多数の金融機関が参加しうる仕組み。

- 各対象金融機関は、成長基盤強化に向けた取り組み方針を策定し、別紙の要件を満たすことにつき日本銀行の確認を受ける。

２．資金供給の方式

- 共通担保を担保とする貸し付け（共通担保オペと同じ電子貸付方式）

３．貸付期間、借り換え可能回数

- 貸付期間は原則１年とし、３回まで借り換えを可能とする（最長４年）。

  ―― 新規貸付は、四半期に１回のペースで実施する予定。

４．貸付利率

- 貸付時の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準

５．貸付限度額

（１）貸付総額

- 貸付総額の残高上限は３兆円

  ―― １回当りの貸付総額は１兆円を限度とする。

（２）対象金融機関毎の貸付限度額

- 対象金融機関毎の貸付残高の上限は 1,500 億円
- 各対象金融機関は、１．の取り組み方針のもとで行った各四半期の融資・投資の実績額の範囲内で、借入れを行うことができる。

６．貸付受付期限

- 2012 年３月末（新規貸付の最終実行期限は同年６月末）

（別　紙）

成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件

対象融資・投資	資金使途が以下の例示に該当するなど成長基盤強化に資するものであること。 ①　研究開発 ②　起業 ③　事業再編 ④　アジア諸国等における投資・事業展開 ⑤　大学・研究機関における科学・技術研究 ⑥　社会インフラ整備・高度化 ⑦　環境・エネルギー事業 ⑧　資源確保・開発事業 ⑨　医療・介護・健康関連事業 ⑩　高齢者向け事業 ⑪　コンテンツ・クリエイティブ事業 ⑫　観光事業 ⑬　地域再生・都市再生事業 ⑭　農林水産業、農商工連携事業 ⑮　住宅ストック化支援事業 ⑯　防災対策事業 ⑰　雇用支援・人材育成事業 ⑱　保育・育児事業 ――　上記以外の資金使途であっても成長基盤強化に資するものは対象とすることができる。
融資・投資先	・国内居住者（政府、地方自治体、金融機関等を除く） ・外国法人のうち国内に事業所を有し、かつ、国内において成長基盤強化に資する事業を行う者
融資・投資期間	１年以上
その他	本行が本資金供給の趣旨等に鑑み不適当と認める特段の事情がないこと。

（参考）

・開催時間――6 月 14 日（月）14:00～16:21
　　6 月 15 日（火）　9:01～12:51

・出席委員――議長　白川　方明　（総裁）

山口　廣秀　（副総裁）

西村　清彦　（副総裁）

須田　美矢子（審議委員）

野田　忠男　（　〃　）

中村　清次　（　〃　）

亀崎　英敏　（　〃　）

宮尾　龍蔵　（　〃　）

上記のほか、

6 月 14 日

香川俊介　財務省大臣官房総括審議官（14:00～16:21）

梅溪健児　内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）（14:00～16:21）

6 月 15 日

池田元久　財務副大臣（9:01～12:38、12:44～12:51）

梅溪健児　内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）（9:01～12:38、12:44～12:51）

が出席。

・金融経済月報の公表日時――6 月 16 日（水）14:00

・議事要旨の公表日時――7 月 21 日（水）8:50

以　　上